

令和4年度茨城県内保育施設の魅力発信事業に係る業務委託仕様書

1 目的

当事業は、茨城県内（以下「県内」という。）の保育施設が行っている各施設の保育理念・方針に即した保育教育内容の独自の取組を取り上げるコンテストを開催し、選出した施設（以下「選出施設」という。）の取組内容や県内の保育について Web サイトを通じて発信し、保護者が保育施設を選ぶ際の参考となることを目的とする。

2 委託業務名

令和4年度茨城県内保育施設の魅力発信事業業務委託

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 委託金額

上限額 5,944,400 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

5 委託業務の内容

- ① 事業の実施についての広報・周知
- ② 応募作品の受付・とりまとめ
- ③ 審査会の開催
- ④ 選出施設への取材・映像作成
- ⑤ 魅力発信事業の Web サイト作成

【特記事項】

- ・作品の応募にあたっては、幅広い施設類型を対象とすることとする。
※対象の施設類型：認可・認定施設（保育所、認定こども園（保育所型・幼稚園型、幼保連携型）、小規模保育施設、家庭的保育事業所、事業所内保育所）および公立施設
- ・事業者が応募しやすいよう、募集時に Web サイトを作成すること（場合によっては所定の様式を作成）
- ・選出施設の映像作成については、1施設2分から3分程度とすること
- ・事業者への募集に当たっては、選出施設以外の取組みも Web サイトにて公表されることや、当該 Web サイトのリンクが各市町村の利用申込等の Web サイトに貼られる予定であることなどをアピールする等により、基本的に全施設が応募してくるよう積極的に働きかけを工夫すること。

6 スケジュール

令和4年度茨城県内保育の魅力発信事業は以下のスケジュールに基づき進めることとし、業務の進捗状況に応じてその都度調整するものとする。

- ・4月～6月
委託者：コンテスト応募受付

- ・ 7月～9月
委託者：審査及び施設の選出、選出された施設への取材・掲載内容の作成
- ・ 9月
委託者：Web サイト掲載文章及び画像・動画等メディアを受託者に送付
- ・ 10月
受託者：Web サイト納品・Web サイト公開

7 Web ページの構成

- ① 県内保育の概要や特色、選出施設と取組内容等を掲載した Web サイトを制作する。
- ② 原則シングルページとする。
- ③ 選出されなかった施設の取組み内容も記載する。
- ④ 特に家庭的保育については、その認知度の低さから認知度向上が課題であるため、その課題を払拭できるような見せ方をする。

8 事業実績報告の提出

受託者は、業務完了後、委託者へ納品のうえ、実施状況等について実績報告書を作成し、事業収支計算書、その他事業実績報告に係る資料等と併せ、令和5年3月31日までに委託者へ提出すること。

9 委託料の支払いについて

委託料は、「実績報告書」を提出後、委託者が検査した後に支払うものとする。

10 個人情報の取扱

受託者は、本業務を履行するうえで、個人情報を取扱う場合は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）及びその他の関係法令等の規定を遵守すること。

11 再委託の制限

受託者が本契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。

12 著作権等の取扱

ア 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。）は、すべて委託者に帰属するものとする。

イ 第三者が権利を有する著作物（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権及び肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。

ウ 委託者が所有する資料（写真等）を使用する場合には、協議のうえ、調達可能なものについては委託者が提供する。

エ 本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責任に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

13 業務遂行上の注意事項

ア 事業の実施に際しては、委託者の指示に従うこと。

また、委託者は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを要求することができるものとする。

イ 契約締結日から、「6 スケジュール」に基づき具体的なスケジュールや進め方を委託者と調整のうえ、業務を行うこと。

ウ 業務の遂行に当たっては、統括責任者を定めること。

エ 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供しないこと。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止及びその他適正な管理のために必要な措置を講じること。

なお、契約終了後もまた同様とすること。

オ 事業遂行に当たり、疑義等が生じた場合は、委託者と十分協議すること。

14 その他

ア 受託者は、企画・運営の詳細については、委託者と十分協議のうえ、決定すること。

イ 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議してこれを定めるものとする。